

## 地域包括ケアネットワーク No.56

### 地域包括ケアシステムっていったい何？

都窪医師会会長 木村 丹

平成20年頃から全国の先進的な地域で少しずつ“地域包括ケア”の取り組みが始まりました。しばしば使用される「自助、互助、共助、公助」のうち、医療保険と介護保険は“共助”、市町村の福祉事業は“公助”といわれ、すでに莫大な税が投入されています。今後増え続ける高齢者に対して何らかの支援は必要、しかし税の出費は極力抑えたい、として“自助”と“互助”を頼みの綱とした「地域包括ケアシステム」の考え方が芽生えました。国は大まかな指針を示すけれども、具体的な取り組みは市町村で考えて実施するよにとのことです。平成26年6月に施行された「医療・介護総合確保推進法」の中に「地域包括ケアシステム」が明文化され、市町村における取り組みに拍車がかかりました。

とはいうものの、「地域包括ケアシステム」という用語が世間一般に浸透しているかといえば、ほとんど知られていません。行政の中でも担当部課署以外は関心があるようには見えません。「地域包括ケアシステムっていったい何？」が現状です。行政の意欲ある職員が旗を振って振って少し前進しますが、職員を育てる首長の姿勢も取り組みに影響します。首長に進言するのは誰の役目でしょうか？国は、全国の市町村長や担当管理職にこのシステムの取り組みを促すのみならず、担当以外の行政職員にも具体的な協力を求め、そして「地域包括ケアシステム」の概念が広く国民に知れ渡り浸透するようにpublic relationsに努めていただきたいと思います。

先日、ある地域の民生委員や福祉委員と懇談する中で、認知症や身体不自由で日常生活に困っている人がいたらどのようにして介護保険に繋がたら良いのか？という質問を受け、続けて中学校の教育項目に介護保険制度を取り入れてほしいとの要望がありました。地域差はあるのですが、「生活」に関わる役に就いている人たちでさえ、まず入り口の「介護保険」の認識が不十分で、ましてや「地域包括ケアシステム」の理解はまだまだ遠いとの印象を持たざるを得ませんでした。

「地域包括ケアシステム」は、「医療、介護、生活支援・福祉、すまい、予防」の五本柱が別々ではなく、互いに連携・協働さらには統合して「おおむね在宅、時々入院・入所」を支援するシステムのはずです。しかし、現実には医療と介護の二つが前面に位置し、生活支援・福祉サービスの話は大きな話題になっているとは言えません。医療と介護は重要ですが、この二つは細かく制度化されていて、利用者が在宅で過ごす時間の一部を担っているのみです。高齢者単独、超高齢者夫婦が自宅で生活するために必要な支援（緊急連絡、食事、外出付き添い、買い物、掃除、洗濯、ごみ出し、話し相手等々）がもっと地域包括ケアシステムの中に取り入れられるような視点が求

められています。可能な限り在宅で過ごせる環境整備のためには、きめ細かな援助を担当するボランティアや安価有償サービスの育成や行政による福祉のさらなる充実が急務だと思います。現在、ボランティアは“色即是空”と揶揄されることもあり、早急に実態の形成が必要です。その際、“医療”“介護”“生活支援・福祉サービス”と連携・協働して進めることはいうまでもありません。

昨年、厚労省は、地域包括ケアシステムを深化させ、行政の「縦割り」を打破し、さらに高齢者のみならず障害者や子供も対象としました。生活上の困難を抱えるすべての人たちが自立した生活を送ることができるように、住民と行政が連動した「丸ごと」の支援により地域社会を豊かにする「地域共生社会」の実現を目指すと、その理念を公表しました。今のところ抽象的で、ますます「いったい何？」という印象ですが、新たなシステムづくりが始まろうとしています。



児島医師会：村山正則